

コンプライアンス・マニュアル

シー・エス・ランバーグループ

はじめに

自動車メーカーで燃費データを改ざんしていたという事件がありました。燃費を改善するためには、多額の研究開発投資が必要でしょう。その資金がなかったのかも知れません。しかし燃費改善目標は下げなかったため、やむなく机上での改ざんに至りました。

多額の投資をしていないので、クルマは手頃な価格で販売できました。消費者にとっては、燃費が良くてしかも安いクルマであれば言うことなし、好調に販売台数を伸ばしました。そしてその会社 A 社は利益を増やしました。あとは、改ざんをした人がダメであれば良いのです。

話を変えます。自動車メーカーは時々リコールを発表します。欠陥車を作るつもりはなかったのですが、真摯な気持ちで製造をしたので、それでも欠陥が発覚することがあります。新聞に小さく「B 社製乗用車リコール百万台」などという記事が掲載されているのを見たことはありませんか。ですが、この記事は、これ以上は大きくなりません。自動車オーナーも特段のクレームを言うこともなく、欠陥部品を取り換えに自動車修理工場に行くでしょう。

A 社と B 社とを比べてみてください。A 社は燃費データを改ざんはしましたが、欠陥車は作っていません。B 社は欠陥車を作るつもりはなかったのですが、しかし事実として欠陥車を作りました。

それなのに、A 社は倒産の危機に見舞われるくらい社会から非難を浴び、販売停止の行政処分になり、下請部品メーカーも窮地に立たされることになりました。業務提携中の他社の支援があったので、何とか救われました。

B 社は欠陥車を作ったのに、社会からそれほど大きな非難を浴びていません。自動車オーナーは、修理を週末の一つの行事くらいに感じたかも知れません。

この違いは何なのでしょう。どこから来るのでしょうか。簡単な言葉で言えば、「誠意」「正直」「ウソをつかない」がそのポイントだと思います。どれくらい立派なクルマを作ったとしても、人をだましたら何も良いものは生まれません。意に反して欠陥車を作ってしまったとしても、自らが正直に“ゴメンなさい”と言えば、“了解しました、今度から気をつけてください”で済むということです。

人と人、会社と会社との関係は、何事においても「誠意」「正直」「ウソをつかない」が肝でしょう。コンプライアンスとは、法律の第何条みたいに、何も難しいことばかりを言っている訳ではありません。人として、会社としてのあり方を見つめようという試みです。気楽な気持ちで取り組んでください。

株式会社シー・エス・ランバー
代表取締役社長 中井 千代助

目次

はじめに	1
目次	2
1. コンプライアンスに関する行動指針	3
2. コンプライアンス推進体制	
(1) コンプライアンスとは?	4
(2) コンプライアンス規程	4
(3) コンプライアンス推進の社内体制	5
3. コンプライアンス推進委員会	6
4. 内部通報制度	7~9
5. 遵守事項	
(1) 人権の尊重、差別・ハラスメントの禁止	12
(2) 適正な労働環境	13
(3) 環境保全・環境リスクの低減	14
(4) 独占禁止法の遵守	15
(5) 下請法の遵守	16
(6) 不正競争防止法の遵守	17~18
(7) 建設業・不動産取引業関連法令等の遵守	19~20
(8) 運送業関連法令等の遵守	21
(9) 機密情報管理の徹底	22
(10) 個人情報管理の徹底	23
(11) 経理・財務の適正管理の徹底	24
(12) 作業の安全管理の徹底	25
(13) 知的財産管理の徹底	26
(14) 反社会的勢力との関係遮断	27
(15) インサイダー取引の禁止	28
(16) 服務規律の遵守・利益相反行為の禁止	29

1. コンプライアンスに関する行動指針

シー・エス・ランバークループ経営理念

- 一. 我社は、木造住宅資材の販売流通を通して社会に貢献する。
- 二. 我社は、顧客満足と会社の繁栄、社員の幸福を一致させる。
- 三. 我社は、数値に基づく行動と現場主義の徹底を行動原理とする。

株式会社シー・エス・ランバークループおよびその関連会社（シー・エス・ランバークループ（CSLグループ））ならびにそれらの役員・従業員は、この経営理念を念頭に置きながら、日々の業務を遂行しています。

そして、責任のある社会の一員として当然に行わなければならないこととして、コンプライアンス（法令等の遵守）を尊重し、実行し、維持していかなければなりません。

そのために、次のことを意識し、実践して、日々の業務を遂行していきます。

- ・ 日々の業務において、法令や、社会規範、企業倫理、社内規程、その他守るべきルールを遵守いたします。
- ・ お客様や、近隣住民の方、他の従業員に対して、不快や迷惑な思いをさせたり、その人たちの生命・健康・安全を脅かしたりはいたしません。
- ・ 業務上においてもプライベートにおいても、暴力団などの反社会的勢力との付き合いをいたしません。
- ・ 日々の業務において、何か間違っているのではないか、何かおかしいのではないかと疑問に思ったときは、必ず正しいかどうか確認をし、かつ上司に報告・相談をいたします。
- ・ 自分以外の役員や従業員が、コンプライアンスの遵守を怠っていることを発見した場合には、見て見ぬふりをせず、必ず上司に、その他所定のルートで報告・相談をいたします。

2. コンプライアンス推進体制

(1) コンプライアンスとは？

「コンプライアンス」とは、元々、「法令を遵守すること」を意味していました。しかし、近年では、遵守する対象が法令だけではなく、広く社会規範や企業倫理、社内規程などを含めるものと解釈されるようになり、「法令等を遵守すること」を意味することになりました。

CSLグループでも、コンプライアンスを、「会社の業務や会社が扱う製品・サービスに関連する法令、定款、その他の社内規程類・方針・重要な手続ならびに社会一般の規範について遵守していること」と定めています（コンプライアンス規程第3条）。

(2) コンプライアンス規程

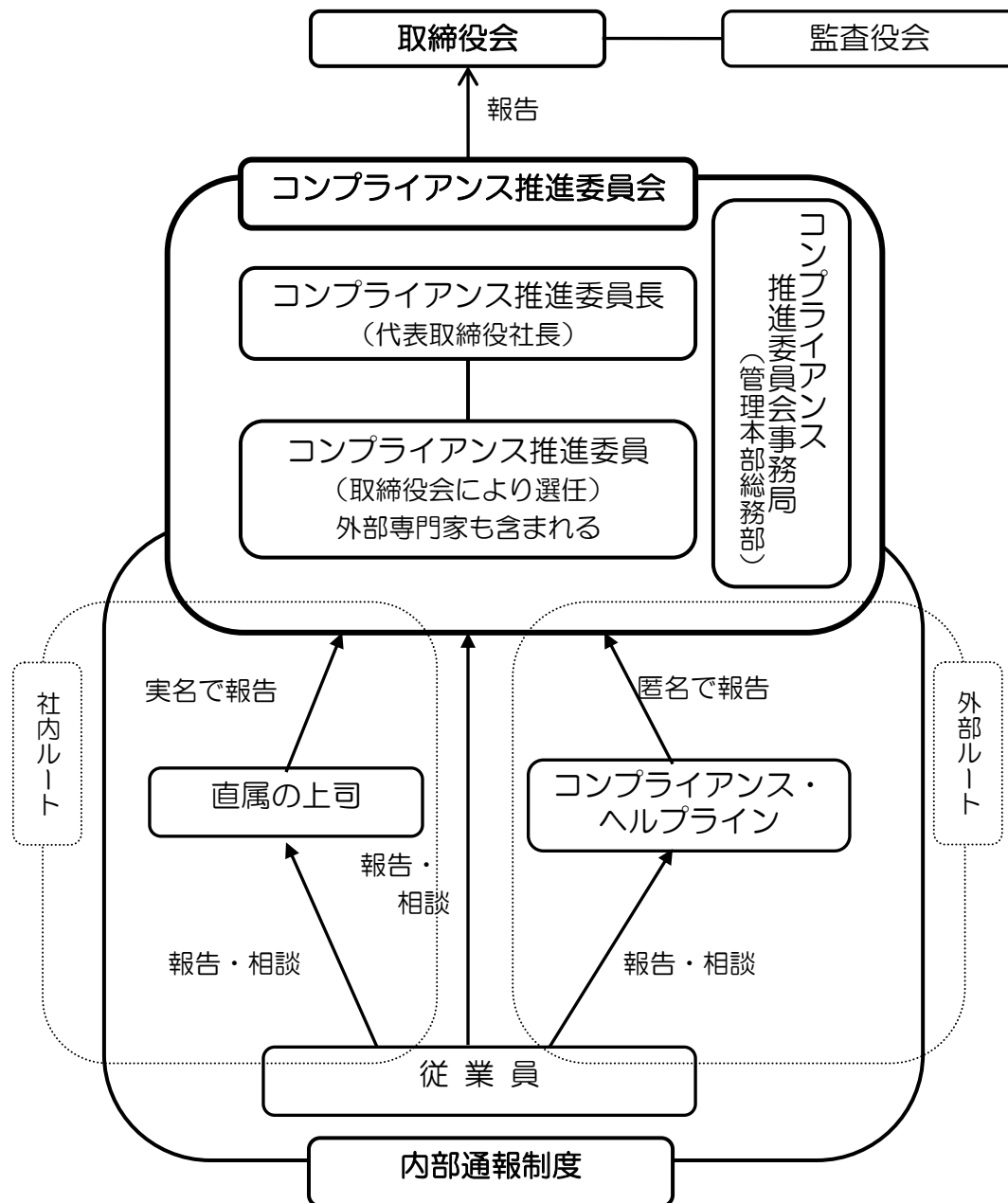
CSLグループは、グループ内におけるコンプライアンスの推進のために、コンプライアンス規程を設けています。

このコンプライアンス規程の目的について、第1条において下記のように定められています。

（目 的）

第1条 本規程は、株式会社シー・エス・ランバーおよび関係会社（以下「会社」という。）ならびにそれらの役員および従業員等による、高い倫理観や経営理念に基づくコンプライアンスの取り組みに関する基本事項を定め、それを通して公正かつ誠実な経営を行い、会社の企業価値と社会的信用の向上を図ることを目的とする。

(3) コンプライアンス推進の社内体制



3. コンプライアンス推進委員会

CSLグループにおけるコンプライアンスに関する重要事項の決定は、株式会社シー・エス・ランバー（CSL）の取締役会で行うことになっています。

そして、取締役会が行う取り組みに対する実効性を確保して、法令等の違反その他の問題発生を事前に予防することを推進し、かつそれを統括する組織として、取締役会の直属機関である、「コンプライアンス推進委員会」を設けています。そのため、委員会において審議された事項については、必ず取締役会に報告することになります。

コンプライアンス推進委員会の委員長は、CSLの代表取締役社長が、直接その任にあたります。委員会の各委員は、取締役会において、役員または部長相当職以上の職位のある者の中から選任されます。委員の中には、外部専門家の方が含まれています。

委員会の事務局は、CSLの管理本部総務部が担当し、事務局長は、管理本部長がその任にあたります。

コンプライアンス推進委員会の役割については、コンプライアンス規程第8条第1項で、次のとおり定められています。

第8条 委員会は、次の各号に掲げる事項の審議を行い、当社の取締役会および関係会社の社長に対して審議結果を報告し、何らかの改善が必要な場合は適宜対処を勧告する。

- (1) 法令等の遵守、企業倫理・行動指針に関する方針
- (2) 法令等に違反する行為（違反かどうか疑わしい行為を含む）に関する事実の認定
- (3) 法令等に違反する行為に対する解決案、再発防止策
- (4) 第4章に定める重大な問題行為等に関する対応策、再発防止策、問題行為等の調査チームの設置
- (5) コンプライアンス教育の計画、実施、管理、見直しに関する協議および決議
- (6) コンプライアンスの推進、法令等の違反の未然防止等に必要な措置その他必要事項

上記の（4）で規定されている「問題行為等」とは、内部通報制度の対象となる行為を指していますので、「4. 内部通報制度」にてご説明いたします。

4. 内部通報制度

CSLグループでは、内部通報制度として、従業員が次に掲げるいずれかに該当する行為またはその疑いのある行為（以下、「問題行為等」といいます。）を発見した場合、所定のルートにより報告・相談することを義務付けています。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 法令等に違反する行為（努力義務を履行しているものを除く。）(2) 個人の生命、身体、財産その他権利を害する行為(3) 就業規則、その他の内部規程に違反する行為(4) 会社の運営を害する行為その他会社の名誉または社会的信用を侵害する行為 |
|--|

問題行為等の報告・相談するルートとしては、次の3つのルートが設定されています。

- (1) 社内ルート
 - ・ 直属の上司に報告・相談する。（基本ルート）
 - ・ コンプライアンス推進委員会に直接報告・相談する。
- (2) 外部ルート
 - ・ コンプライアンス・ヘルプラインに直接報告・相談する。

内部通報の基本ルートとして、問題行為等を発見した従業員は、まず直属の上司に報告・相談します。報告・相談を受けた上司は、その内容をコンプライアンス委員会の事務局を通じて委員会に報告します。

しかし、問題行為等の性質上、直属の上司に報告・相談することが適切ではない場合があります。たとえば、次のようなケースが考えられます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 直属の上司自身が問題行為等を行っている場合・ 他のメンバーが問題行為等を行っていて、それを直属の上司が黙認している場合・ 所属している部署ぐるみで問題行為等を行っている場合 |
|--|

また基本ルートで直属の上司に対して既に報告・相談したにもかかわらず、その上司が適切な措置をとっていない（コンプライアンス推進委員会に報告していない、など）場合、その状況が放置されることにより、問題行為等への措置も実施されることもなく、コンプライアンスを推進している上で問題が生じるおそれがあります。

このような場合には、その従業員は、直接、コンプライアンス推進委員会の事務局を通じて委員会に報告・相談することができます。

さらに、問題行為等の性格上、直属の上司にもコンプライアンス推進委員会にも報告・相談することが適切ではない場合があります。たとえば、次のようなケースが考えられます。

- ・ 経営者が問題行為等を行っている場合
- ・ 会社ぐるみで問題行為等を行っている場合
- ・ コンプライアンス推進委員会が実質的に機能していない場合

また、問題行為等がセクシャルハラスメントなどであり、従業員のプライバシーを保護することが優先される場合などについては、匿名での報告・相談を希望することも考えられます。

このような場合には、社内ルートでの内部通報ではなく、社外の報告・相談窓口を通じて、**匿名で**コンプライアンス推進委員会へ報告されるルート（外部ルート）で報告・相談することができます。

CSLグループでは、この社外の報告・相談窓口として、「コンプライアンス・ヘルプライン」を設けており、外部の弁護士に直接報告・相談することができます。

「コンプライアンス・ヘルプライン」については、次のページをご覧ください。

上記のルートにより、報告・相談を受けた問題行為等については、コンプライアンス推進委員会を中心に、事実関係や関連法令・規則などの調査・把握、対応策の審議・決定、是正措置や再発防止策の策定・実施など、問題行為等に対する適切な措置を講じます。

そして、問題行為等を報告・相談したことにより、報告・相談をした従業員が何らの不利益も被らないように対処し、また、問題行為等に対して講じた措置の内容について、報告・相談した従業員にフィードバックいたします。

コンプライアンス・ヘルプライン

CSLグループでは、問題行為等またはその疑いのある行為を発見した場合に、報告や相談をすることができる内部通報制度「コンプライアンス・ヘルプライン」を設けることにいたしました。これを通じて不正行為の未然防止と早期発見を図ります。

この報告・相談窓口は、外部（社外）に設置し、グループの従業員のほか、お取引先の方からの報告・相談も受け付けます。

社外受付窓口は、下記弁護士事務所に委託します。

【社外受付窓口の委託先】

委託先名：

所在地：

社外受付窓口の詳細につきましては、省略させていただきます。

連絡先：TEL

FAX

E-mail

受付窓口の具体的な利用方法や留意すべき事項などについては、下記の通りです。

- ① 報告・相談は、電話、E-mail、郵便で受け付けます。
電話の場合は、平日（月～金）9:15～17:30となります。
- ② 問題行為等とは、下記のいずれかに該当する行為またはその疑いのある行為を指します。
 - (1) 法令等に違反する行為（努力義務を履行しているものを除く）
 - (2) 個人の生命、身体、財産その他権利を害する行為
 - (3) 就業規則、その他の内部規程に違反する行為
 - (4) 会社の運営を害する行為その他会社の名誉または社会的信用を侵害する行為
- ③ 報告・相談内容については、コンプライアンス推進委員会が中心となり、その事実関係や関連法令・規則などを調査・確認します。その上で、法令等の違反の有無などを認定し、社長名での是正措置命令などの対応措置を講じます。
- ④ 報告・相談者に調査結果をフィードバックします。
- ⑤ 個人的な利益を図るために、または他の社員などを誹謗・中傷する目的で報告・相談をしてはなりません。
- ⑥ 受付窓口は、報告・相談者の同意がある場合を除き、報告・相談者情報を削除した上で、また削除しても特定しやすい場合は特定できないようにしてから会社に対し報告・相談内容を伝えます。報告・相談をしたことでのいかなる不利益な取り扱いもされることがないように報告・相談者を保護します。

5. 遵守事項

(1) 人権の尊重、差別・ハラスメントの禁止

CSLグループの従業員やその家族はもちろん、取引先の方々、CSLグループの事業所・工場の近隣住民の方々を含む、すべての人々の人権を尊重し、その人権を侵すいかなる行為も言動も行ってはいけません。

また、人種、国籍、宗教、思想、性別、年齢、職業、学歴、出生地、居住地その他の社会的身分・地位に基づくいかなる差別もしてはいけません。

セクシャルハラスメント（職場において行われる労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応により労働条件について不利益を受けたり、性的な言動により就業環境が害されたりすること）を、同性・異性を問わず、他の従業員に対して決して行ってはいけません。

（セクシャルハラスメントの典型的な例）

- ・ 事業所内において事業主が労働者に対して性的な関係を要求したが、拒否されたため、その労働者を解雇すること。
- ・ 事業所内において事業主が日頃から労働者に係る性的な事柄について公然と発言していたが、抗議されたため、その労働者を降格すること。
- ・ 事業所内において上司が労働者の腰、胸などに度々触ったため、その労働者が苦痛に感じてその就業意欲が低下していること。

パワーハラスメント（同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる行為）を、決して行ってはいけません。

パワーハラスメントには、上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間などの様々な優位性を背景に行われるものも含まれます。

（パワーハラスメントの典型的な例）

- ・ 暴行・傷害などの身体的な攻撃をすること。
- ・ 脅迫・名誉棄損・侮辱・暴言などの精神的な攻撃をすること。
- ・ 職場内で隔離・仲間外し・無視などの人間関係からの切り離しを行うこと。
- ・ 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことを強制したり、仕事の妨害をしたりすること。
- ・ 業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えること。
- ・ 私的なことに過度に立ち入ること。

(2) 適正な労働環境

経営者、役員、人事担当部門、管理職など従業員の労働環境をマネジメントする者は、労働基準法（労基法）、労働契約法（労契法）、労働安全衛生法（安衛法）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（高年法）をはじめとする労働に関する法令を遵守しなければなりません。

そして、従業員に過酷な労働環境の下での労働、著しい長時間労働などを行わせる、いわゆる「ブラック企業」と言われるようにはなりません。

(遵守すべき事項例)

- ・ 労働契約締結時に従業員に対して賃金、労働時間等の労働条件を書面にて明示すること。（労基法15条など）
- ・ 賃金を、毎月1回以上、一定の期日を定めて、通貨で、直接、従業員に、その全額を支払うこと。（現物支給は認められない）（労基法24条など）
- ・ 時間外労働または深夜労働をさせたときは通常賃金の25%の割増賃金を、休日労働をさせたときは通常賃金の35%の割増賃金を支払うこと。（労基法37条など）
- ・ 従業員に対して、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行うこと。（安衛法66条）
- ・ 高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するために定められた措置を講じること。（高年法9条）
- ・ 客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない従業員の解雇を行わないこと。（労契法16条）

(3) 環境保全・環境リスクの低減

環境基本法や、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）、資源の有効な利用の促進に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律などの各種リサイクル法など、環境に関する法令等を遵守し、もって環境保全と環境リスクの低減に努めなければなりません。

また、騒音規制法や振動規制法、大気汚染防止法、悪臭防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法などの法令等を遵守し、もって事業所または工事現場などにおける近隣住民やその他の人々の健康や生活を害さないようにしなければなりません。

さらに、循環型社会形成推進基本法に基づき、Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用）、熱回収、適正処分を率先して行い、循環型社会の形成に寄与していかなければなりません。

（遵守すべき事項例）

- ・ 廃棄物処理法に基づき、事業所または工事現場で発生する産業廃棄物を適正に処理すること。
- ・ 廃棄物を焼却処分する際に、廃棄物処理法、大気汚染防止法、悪臭防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する基準をすべて満たす焼却炉を利用すること。
- ・ 建設工事現場において、騒音規制法、振動規制法に規定する基準をすべて満たした現場環境にすること。
- ・ 工場の新設または設備等の増設を行うに際し、工場立地法に規定する基準を満たす緑地および環境設備を設けること。

(4) 独占禁止法の遵守

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(独占禁止法)を遵守し、私的独占、不当な取引制限(いわゆるカルテル)および不公正な取引方法を行ってはいけません。

① 私的独占の禁止

単独または他の事業者と結合するなどをして、他の事業者の事業活動を排除したり支配したりすることにより、公共の利益に反して、一定の取引分野(市場)における競争を制限してはいけません。

(禁止行為・取引の例)

- ・ 自社製品の複数の購入先に対して、自社製品を多く購入することを条件に、これらの購入先にリベート(売上割戻金)や資金提供を約束して、自社以外の製品の購入をさせないようにする。

② 不当な取引制限の禁止

他の事業者と共同して価格、数量、技術、製品、設備、取引の相手方などを制限するなどによりお互いにその事業活動を拘束するなどにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限してはいけません(カルテルの禁止)。

また、入札に係る取引において、あらかじめ、落札者や落札価格を入札予定者間で話し合い決定してはいけません(談合の禁止)。

(禁止行為・取引の例)

- ・ ある部材メーカーの複数が、部材の購入先に販売する際の価格の基準を設けることに合意する。(価格カルテル)

③ 不公正な取引方法の禁止

共同で取引を拒絶することや、取引条件等の差別取扱い、不当廉価、抱き合わせ販売等、排他条件付取引、拘束条件付取引、優越的地位の濫用などの不公正な取引条件での取引を行わせてはいけません。

(禁止行為・取引の例)

- ・ 商品やサービスを、製造・仕入原価などの費用より著しく下回る金額で継続的に供給することにより、他の企業の事業活動を困難にさせる。(不当廉売・ダンピング)。

(5) 下請法の遵守

下請代金支払遅延等防止法（下請法）は、優越的地位の濫用行為を禁止する独占禁止法を補完するものとして制定された法律です（親事業者の下請事業者に対して優越的地位を濫用することを禁止する）。

製造委託や修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託に係る取引を下請業者と行う場合には、所定の事項をすべて記載した発注書を交付するなどの義務を遵守しなければなりません。

また、受領拒否や下請代金の支払遅延・減額、返品、買ったたきなど親事業者が下請事業者に対してしてはならないと規定されている行為（禁止行為）を行ってはなりません。

（禁止行為の例）

- ・ 注文した製品の受け取りを拒む。
- ・ 下請代金を注文した製品の受け取りの日から 60 日以内に定められた支払期日までに支払わない。
- ・ あらかじめ定めていた下請代金を減額する。
- ・ 受け取った製品を返品する。
- ・ 取引の対象となる製品に類似する製品の価格に比べて著しく安い下請代金を不当に定める。
- ・ 親事業者が指定する物やサービスを強制的に購入・利用させる。
- ・ 下請事業者に金銭、労務の提供などをさせる。

※ なお、下請事業者が責任を負わなければならない事情があって親事業者が上記行為を行う場合に、禁止行為に当たらない場合があります。

(6) 不正競争防止法の遵守

(CSLグループに関係すると思われる禁止行為を抽出していますので、ここに書かれているものが禁止行為のすべてではありません。)

① 周知表示混同惹起行為

他人の商品・営業の表示(商標・商号など。以下「商品等表示」といいます。)として広く認識されているもの(その商品などの取引業者の間で知られていればよく、全国的に知られている必要はありません)と、同一または類似の表示を使用してはいけません。

(禁止行為の具体例)

- ・ 電子機器メーカーS社の有名な商標である「〇〇〇〇」と同一の表示を看板等に使用し、「有限会社〇〇〇〇」を商号として使用すること。(使用禁止・商号抹消の判決)

② 著名表示冒用行為

他人の商品等表示として著名なもの(全国的に知られているもの。いわゆる著名商標など)を、自分の商品等表示として使用してはいけません。

(禁止行為の具体例)

- ・ 企業グループであるMグループおよびこれに属する企業を示すものとして著名であるとされるMの名称およびコーポレートマークを使用すること。(使用差止の判決)

③ 形態模倣商品の提供行為

他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡等してはいけません。

(禁止行為の具体例)

- ・ 大ヒット商品Tの模倣品を製造、販売すること。(販売差止の判決)

④ 営業秘密の侵害

「(9) 機密情報管理の徹底」で説明。

⑤ 誤認惹起行為

商品、役務またはその広告等に、その原産地、品質、内容、製造方法、用途、数量等について誤認させるような表示をしてはいけません。

(禁止行為の具体例)

- ・ 地方都市であるH市内で製造もされずに、その原材料がH市内で産出されてもいないのに「Hうどん」等の表示を付して販売すること。（高額な損害賠償の支払）

⑥ 信用毀損行為

競争関係のある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を知らしめてはいけません。

（禁止行為の具体例）

- ・ 競合他社の製品について、権利の有効性に問題のある実用新案権に侵害している旨を、競合他社の取引先に通知すること。（通知差止の判決）

⑦ 外国の国旗等・国際機関の標章の商業上の使用

外国の国旗・紋章等や国際機関の標章を、商標として使用してはいけません。

(7) 建設業・不動産取引業関連法令等の遵守

① 建設業法の遵守

CSLグループは、建設業法に基づく建設業許可（特定建設業者許可・一般建設業者許可）を得ないで建設業を営むことはいたしません。

また、建設工事の請負施工の適正化を図るため、かつ発注者・下請負人を保護するために、請負契約は必ず書面で締結し、禁止されている一括下請負を行いません。

② 建築基準法の遵守

CSLグループが建築する建築物に関して、地震や雷、台風などの自然災害や火災などから人命や財産を守るために定められている構造耐力や構造仕様や、避難経路・避難階段・排煙設備・非常用エレベータその他防災救助用設備等の構造に関する基準を、すべて満たしていなければなりません。

また、建築物の利用者の健康を損なわないようにするために定められている設備の設置等の基準を、すべて満たしていなければなりません。

③ 建築士法の遵守

CSLグループは、建築士事務所として、一級建築士や二級建築士以外の者がしてはならない建築物の設計または工事監理を、それぞれの免許を得た建築士によらないで行いません。

また、CSLグループに所属する一級建築士や二級建築士は、免許の取消しや懲戒処分を受けることのないように、法令等を遵守いたします。

さらに、CSLグループが建築士事務所として、設計および工事監理を行う場合には、法令または条例に定める建築物に関する基準に適合するようにしなければなりません。

④ 宅地建物取引業法の遵守

宅地建物取引業者として都道府県または国土交通大臣の免許を受けずに、宅地や建物の売買・交換や、売買・交換・賃借の代理・媒介を業として行いません。法令の定めるとおり、事務所等に専任の宅地建物取引士を置かなければなりません。

また、取引の相手方に対して、宅地建物取引士により法令の定める重要事項を書面で説明しないで、上記の取引を行ってはいけません。

⑤ 宅地造成等規制法の遵守

都道府県知事などの許可を得ないで、宅地造成工事規制区域内の土地において、法令により定める宅地造成に関する工事をしてはいけません。

⑥ 住宅の品質確保の促進等に関する法律の遵守

請負人・売主として新築住宅の請負・売買取引を行う場合、基本構造部分（柱・梁などの住宅の構造耐力上主要な部分・雨水の侵入を防止する部分）については、10年間の瑕疵担保責任を負います。

⑦ 借地借家法の遵守

土地や建物を他人に賃貸する場合には、借地借家法に定める条件を満たす契約条件で賃貸しなければなりません。

⑧ 不動産登記法の遵守

土地や建物について売買や、担保権設定その他の取引等を行った場合には、不動産登記法に定める登記をしなければなりません。

(8) 運送業関連法令等の遵守

① 道路交通法の遵守

木材等を運搬する場合に限らず、自動車通勤、事業所間移動、取引先・建設現場への訪問などの業務上や私用で自動車などの車両を利用する場合には、道路交通法に定めるルールに従って運転しなければなりません。

特に、木材等の貨物を積載する場合には、積載重量の制限など定められた方法で積載をしなければなりません。

② 道路運送法、貨物自動車運送事業法およびその諸規則の遵守

国土交通大臣による一般貨物自動車運送事業の許可を得ないで、自動車を使用して貨物を運送する事業を行いません。

また、貨物自動車運送事業を行う場合には、運送約款・安全管理規程を定め、適切な勤務時間の設定、過労運転の防止、過積載による運送の指示の禁止など輸送の安全性の確保・向上に必要な措置を講じなければなりません。

④ 貨物利用運送事業法の遵守

第一種貨物利用運送事業として国土交通大臣による登録を受けないで、運送業者を利用してする貨物の運送（利用運送）を行う事業を行いません。

⑤ 自動車事故報告規則

木材等の輸送中に運転するトラック等の自動車が転覆・転落・火災（積載物品の火災を含む）を起こした場合または鉄道車両と衝突・接触した場合には、必ず自動車事故報告規則の定める自動車事故報告書を、国土交通大臣に提出いたします（管轄する運輸監理部長・運輸支局長を経由）。

(9) 機密情報管理の徹底

不正競争防止法に基づき保護される「営業秘密」とは、次の 3 つの要件を満たす情報であると定義されています。

- (イ) 秘密として管理されていること（秘密管理性）
- (ロ) 生産方法、販売方法その他事業活動に有用な技術上または営業上の情報であること（有用性）
- (ハ) 公然と知られていない情報であること（非公知性）

営業秘密の管理で重要なのは、「(イ) 秘密管理性」です。秘密として管理されていない場合は、たとえ (ロ) (ハ) を満たしている情報であったとしても、法律上では保護されません。

また、取引先との契約においてやり取りされる機密情報についても、必ず秘密管理性を満たすように義務付けられています。

CSLグループでは、上記の秘密管理性の要件を満たすために、機密情報の管理方法等について、「機密情報管理規程」を設けて詳細に定めております。

以下は、上記規程に基づく機密情報の管理方法の一部を説明するものです。詳細は、上記規程をご覧ください。

①機密情報の定義

機密情報とは、機密性を有する情報及びノウハウ等で会社が指定するものです。そして、その機密性の高い順に、「極秘情報」「社外秘情報」と区分されています。

「極秘情報」「社外秘情報」には、それぞれ「極秘」「社外秘」といった表示をし、他の情報と視覚的に区別できるようにしておきます。

②機密情報の管理方法

「極秘情報」「社外秘情報」それぞれの機密性に応じた方法により保管・管理を行います。特に、「極秘情報」については、アクセス権者を設定し、アクセス権限を有していない従業員はその情報に接することはできません。

(10) 個人情報管理の徹底

取引先とのやり取りにおいては、取引先の担当者についての情報はもちろん、下請の場合には発注元の個人のお客様についての情報も取り扱うことになります。その中には、その個人を識別することができる情報（氏名・生年月日など）が含まれていることもあります。

そのような特定の個人を識別できる情報（個人情報）を適正に管理することによりパーソナルデータを保護することを目的として、個人情報保護法が制定されました。

CSLグループでは、個人情報（個人番号も含む）に関する情報管理については、「個人情報取扱規程」を設けて詳細に定めております。

以下は、上記規程に基づく個人情報の管理方法の一部を説明するものです。詳細は、上記規程をご覧ください。

①利用目的の特定・公表

特定の個人から個人情報を取得する場合には、まずその利用目的をできる限り特定しておかなければなりませんし、その利用目的外に個人情報を利用することはできません。

そして、実際に特定の個人から個人情報を取得する際には、この利用目的を通知・公表しなければなりません。

また、一旦特定した利用目的を変更する際には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲で行わなければなりませんし、その変更した利用目的についてもその個人に通知・公表しなければなりません。

②管理方法

個人情報の管理については、取扱台帳にその内容や、利用実績などについて記録しておかなければなりません。

また、個人情報を取り扱う区域を明確にし、入退室管理等を徹底しなければなりません。

さらに、個人情報がパソコン・サーバーに保管されている場合には、その保管機器へのアクセス制限等の措置を講じなければなりません。

(11) 経理・財務の適正管理の徹底

①適正な経理処理

経理処理を行う場合には、経理規程その他の経理関連諸社内規程、会社法、金融商品取引法などの諸法令、諸会計基準などの会計にかかる基準に基づき適正に行わなければなりません。

また、不正な会計処理を行い、虚偽の内容を記した財務諸表を作成し、収支を偽装する決算報告（粉飾決算）を行ってはなりません。

②適正な税務申告

法人税等の税務申告を行う場合には、法人税法などの諸法令に基づき適正に行わなければなりません。

③適正な会社情報の開示

投資家・株主その他の者に対して、会社の業務上、運営上、財政上重要な情報については、適時・適切に開示しなければなりません。

(12) 作業の安全管理の徹底

CSLグループでは、各事業所・工場での作業においては、木材加工用の様々な工具、機械等を使用しますし、材木・商品の運搬・搬出入作業、建築現場作業においては、トラック・クレーン・フォークリフト等の様々な重機、機械等を使用します。

それらの工具・機械・重機等の使用にあたって、労働安全衛生法等に基づく技能講習を受ける必要がある場合があります（フォークリフト、クレーンなど）。

また、クレーンについては、クレーン等安全規則に基づきクレーンの設置に関して労働基準監督署長の認定等を受ける必要があります。

これらは、各作業における安全管理を徹底するために設けられた規制ですので、遵守するようにしてください。

(13) 知的財産管理の徹底

CSLグループの製品、製品にかかる製造方法・加工方法、その他の技術に関して新たに発明、考案、意匠の創作をなした場合、またはCSLグループの製品・サービスに関して新たな標章を付する場合など、新たな知的財産をなした場合には、必要に応じて特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願などを行い、権利化を図り、それによって、当社の製品等を利用するお客様を保護することを心掛けて下さい。

また、CSLグループが納入するまたは提供する製品・サービスについて、第三者が保有する知的財産権に侵害しないように、必要に応じて、事前調査を行い、設計変更や実施権の取得等の措置を講じる必要があります。

さらに、CSLグループが導入したシステムやライセンスを受けたソフトウェアについて、著作権者等の権利者に無断で複製・改変等を行ってはなりません。

(14) 反社会的勢力との関係遮断

反社会的勢力とは、「暴力、威力と詐欺的手段を駆使して経済的利益を追求する集団または個人」をいいます。

具体的には、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等が挙げられます。

CSLグループは、反社会的勢力対策規程により、「会社および従業員は、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、その圧力に屈せず、金銭その他の経済的利益を提供しない。」という基本方針を掲げ、反社会的勢力に対しては断固たる態度をとることを宣言しています。

反社会的勢力の関係者と思われる者が来社・接触してきたときは、反社会的勢力対策規程および不当要求行為に対する対応基本原則に従って、対処するようにしてください。

また、新たな取引先との商談を始める前には、必ず反社会的勢力であるかのチェック（反社チェック）をするようにしてください。また、継続的に取引のある取引先であったとしても、定期的に反社チェックをするようにしてください。いずれの場合も、反社会的勢力であるまたはその疑いがあると判断した場合には、直ちにその関係を遮断するようにしてください。

反社会的勢力による被害を防止するためには、反社会的勢力であると完全に判明した段階のみならず、反社会的勢力であるとの疑いを生じた段階においても、関係遮断を図ることが大切です（政府指針記載）。

そのため、上記規程・原則に従った対応をとり、一切の反社会的勢力との関係を遮断するようにし、会社自体、従業員、その家族、取引先、投資家、株主等の身体・財産・名誉等を守っていきましょう。

(15) インサイダー取引の禁止

インサイダー取引は、金融商品取引法によって禁止された犯罪行為です。

① CSLグループのインサイダー情報の取扱

役員・従業員がCSLグループの未公表の重要事実を知ったときは、その事実が公表されるまで機密に管理し、かつCSLグループ各社の株式等を売却・購入してはいけません。

また、CSLグループの未公表の重要事実を、公表前に他人に対して利益を得させることを目的として、その事実を開示したり、CSLグループ各社の株式等を売却・購入することを勧めたりしてはいけません。

② 他社のインサイダー情報の取扱

CSLグループ以外の上場会社等の未公表の重要事実を知ったときは、その事実が公表されるまで機密に管理し、かつその上場会社の株式等を売却・購入してはいけません。

また、当該他社の重要事実を、公表前に他人に対して利益を得させることを目的として、その事実を開示したり、当該他社の株式等を売却・購入することを勧めたりしてはいけません。

(16) 服務規律の遵守・利益相反行為の禁止

①服務規律の遵守

役員・従業員は、CSLグループの一員としての自覚と責任感を持って誠実に業務を遂行しなければなりません。また、社会人として社会的ルールを守り、マナーを心掛けなければなりません。

そのため、CSLグループの一員として最低限遵守しなければならない服務規律を、就業規則（第22条～第35条）に定めていますので、最低年1回は、それらを読み直し、十分に理解した上で、日々の職務の遂行にあたるようにしてください。

②利益相反行為の禁止

CSLグループの取締役・執行役員は、次の行為を、取締役会での決議その他社内規程で定められた手続を経ないで、行ってはいけません。

・競業行為：

自己または第三者のために、CSLグループの事業部類に属する取引をすること。

・利益相反取引（直接取引）：

自己または第三者のために、CSLグループと取引をすること。

・利益相反取引（間接取引）：

自己または第三者のために、他者との間で、CSLグループと自己の利益が相反する取引を行うこと。

2017年7月7日 発行

作成： 株式会社シー・エス・ランバー
コンプライアンス推進委員会
事務局：管理本部 総務部

